別添１

和歌山県 橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験　参加規約

（目的）

第１条 本参加規約（以下「本規約」という。）は、和歌山県　橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験（以下「本実験」という。）の施行にあたり、実験参加者が参加する上で必要な事項を定めることにより、社会実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とします。

（相互協力）

第２条 実験参加者は、本実験にあたり、実施主体である近畿地方整備局和歌山河川国道事務所（以下「実施主体」という。）に協力するものとします。

（行政上の手続き）

第３条 本規約に基づく本実験の施行に際し、機器・設備等の設置に伴う行政上の手続きや他の公共施設の管理者等との協議、調整は、原則として別表１の管理区分に基づき実施するものとします。

２ 手続きに他者の協力が必要な場合は、実施主体と協議の上、実施するものとします。

（本実験の施行区分及び費用負担区分）

第４条 実験参加者は、本実験に必要な車両を用意するとともに、車両運行の管理システムを整備・運用し、実施主体に当該車両に関する情報を登録するものとします。

２ 実験参加者は、駐車区画の管理及びサービスの有用性等に関する分析のためのデータを提供するとともに、実験参加者として分析・評価に協力するものとします。

３ 実験参加者は、別表１及び別表２の各項目の実施に要する費用を負担するものとします。なお、これによりがたい事項は実施主体との協議の上、実施するものとします。

（本実験で収集した情報の利用目的）

第５条 実験参加者は、本実験で収集した情報は、その効果検証等のため、実施主体に提供しな

ければなりません。

２ 実験参加者は、前項以外の目的で本実験において収集した情報を利用する場合は、事前

に実施主体に報告し協議する必要があります。

第６条 実験参加者は、本実験で収集した情報を安全に管理し、情報漏えい等の防止に努めなければなりません。

２ 実施主体は、本実験で収集した情報の確認後に、実験参加者の責により情報の漏えい等が生じた場合の一切の責任を負いません。

（成果等の公表）

第７条　実験参加者は、本実験で収集した情報を、個別の車両及び個別の利用者を特定できないよう統計的に処理し、本実験の成果として公表することができることとします。

（特許等出願）

第８条 実験参加者が、社会実験の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許等の出願を行

おうとするときは、実施主体と協議するものとします。

（損害賠償等）

第９条 本実験の施行に起因して実験参加者に生じた損失は、実験参加者が負担するものとします。実験参加者の責により、第三者に損害が及んだときは、実験参加者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとします。

２ 本実験の施行に起因して、第三者から苦情があったときは、緊急対応を除き、実験参加者において、必要な措置を講じるものとします。なお、措置に要した費用は、実験参加者が負担するものとします。

３ 実験参加者は、駐車区画内で発生した事故においては、実施主体に速やかに報告するとともに、事故の対応に努めるものとします。

（財産の帰属）

第１０条 本規約に基づき設置完了後の実験機器・施設等の財産区分については、費用負担した者に帰属するものとします。

（実験機器・設備等の撤去）

第１１条 本実験で実験参加者が設置した実験機器・設備等については、本実験期間終了後、速やかに実験参加者が撤去するものとします。ただし、実施主体および敷地管理者との協議の上、双方の合意が得られた場合は、この限りではありません。

（本実験の期間）

第１２条 本実験の期間は、令和７年２月まで（予定）とします。

（本実験参加の中止）

第１３条 実験参加者が自らの都合で、本実験の参加を中止する場合は、実施主体及び実験参加者間で協議の上、本実験を中止できるものとします。なお、一度中止された場合、同一の実験参加者による再開をすることはできません。

（規約の変更）

第１４条 本規約の内容を変更する必要が生じた場合は、実施主体との協議の上、本規約を変更できるものとします。

（その他）

第１５条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、実施主体との協議の上、定めるものとします。

別表１　施行区分及び費用負担区分、管理区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 細目 | 施行区分及び費用負担区分 | 管理区分 |
| 近畿地方整備局 | 実験参加者 | 近畿地方整備局 | 実験参加者 |
| 実験使用車等 | ・車両、管理システム開発・貸出・返却等運営管理に関する機器 | ― | ○ | ― | ○ |
| ステーション施設 | （全箇所）・駐車ますの区画線等・社会実験事業（ステーション）看板 | ― | ○ | ― | ○ |
| 駐車区画の管理 | ・実験運用に要するその他機器　等 | ― | ○ | ― | ○ |
| その他 | ・運転免許の確認 | ― | ○ | ― | ○ |

別表２　データ提供区分、効果分析区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 細目 | 近畿地方　整備局 | 実験参加者 |
| サービスの有用性・社会的効果に関する分析 | ・車両運行データの取得・提供 | ― | ○ |
| ・アンケートの実施等 | ○ | ○ |
| ・サービス内容の有用性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ | ○ | ― |

別添２

「和歌山県　橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験」の実施に関する

確認書（案）

国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）は、「和歌山県　橋本・伊都地域におけるカーシェアリング社会実験（以下「本実験」という。）の実施にあたり、相互の役割等について、次のとおり定める。

（目的）

第１条 この確認書は、甲、乙が本実験を実施する上で必要な事項を定めることにより、本実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（期間）

第２条 この確認書の期間は、確認書締結日から本実験終了までとする。

（相互協力）

第３条 甲、乙は、本実験の実施にあたり相互に協力するものとする。

（甲乙の役割）

第４条 本実験に係る甲乙の施行区分及び費用負担区分は別表１及び別表２のとおりとする。

（事件・事故等の責任）

第５条 本実験の実施に伴い生じた損害については、損害を確認した者が二次被害を防止する為の応急措置を行なうものとし、損害の原因が甲乙いずれかの責に帰する場合は原因者が復旧を行うものとする。

２ カーシェアリングの運営に関する苦情の処理は、乙が行うものとする。

３ 本実験の実施に伴う前項以外の第三者からの苦情の処理は、甲が行うものとする。

（確認書の変更）

第６条 この確認書を変更する必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、変更するものとする。

（その他）

第７条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認書の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年７月○日

甲 国土交通省 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所長　奥野　真章　　印

乙　　○○○　○○○　　　　　　　 印

別表１　施行区分及び費用負担区分、管理区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 細目 | 施行区分及び費用負担区分 | 管理区分 |
| 近畿地方整備局 | 実験参加者 | 近畿地方整備局 | 実験参加者 |
| 実験使用車等 | ・車両、管理システム開発・貸出・返却等運営管理に関する機器 | ― | ○ | ― | ○ |
| ステーション施設 | （全箇所）・駐車ますの区画線等・社会実験事業（ステーション）看板 | ― | ○ | ― | ○ |
| 駐車区画の管理 | ・実験運用に要するその他機器　等 | ― | ○ | ― | ○ |
| その他 | ・運転免許の確認 | ― | ○ | ― | ○ |

別表２　データ提供区分、効果分析区分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 細目 | 近畿地方　整備局 | 実験参加者 |
| サービスの有用性・社会的効果に関する分析 | ・車両運行データの取得・提供 | ― | ○ |
| ・アンケートの実施等 | ○ | ○ |
| ・サービス内容の有用性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ | ○ | ― |